

共同新設分割にかかる事後開示書面

(会社法第 811 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 209 条に基づく開示事項)

令和 2 年 10 月 1 日

三菱ケミカル株式会社

宇部興産株式会社

令和2年10月1日

共同新設分割に係る事後開示書面

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
三菱ケミカル株式会社
代表取締役社長 和賀 昌之



山口県宇部市大字小串1978番地の96
宇部興産株式会社
代表取締役社長 泉原 雅人



東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
MUアイオニックソリューションズ株式会社
代表取締役社長 土山 正明



三菱ケミカル株式会社(以下、「MCC」といいます。)と宇部興産株式会社(以下、「UBE」といいます。)は、令和2年7月31日付で作成した「共同新設分割計画」に基づき、令和2年10月1日を効力発生日として、MCC および UBE が営む電解液事業(以下、「本事業」といいます。)に関して有する権利義務を、新たに共同新設分割設立会社として設立する MU アイオニックソリューションズ株式会社(以下、「MUIS」といいます。)に承継させる共同新設分割(以下、「本共同新設分割」)を行いました。

本共同新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び会社法施行規則第209条により開示すべき事項は、下記のとおりです。

記

1. 本共同新設分割が効力を生じた日(会社法施行規則第209条第1号)

令和2年10月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過(会社法施行規則第209条第2号)

本共同新設分割は、会社法第805条に基づく簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書により、反対株主による本共同新設分割の差止請求の対象外となります。

3. 会社法第 806 条及び第 808 条の規定並びに第 810 条の規定による手続の経過(会社法施行規則第 209 条第 3 号)

(1) 反対株主の株式買取請求手続

本共同新設分割は、会社法第 805 条に基づく簡易新設分割に該当し、同法第 806 条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は、実施しておりません。

(2) 新株予約権買取請求手続

本共同新設分割において、会社法第 808 条第 1 項第 2 号の要件を満たす新株予約権は、ありませんので、新株予約権買取請求に関する手続は実施しておりません。

(3) 債権者異議手続

本共同新設分割において、MCC および UBE は、本共同新設分割により MUIS に本事業にかかる債務を承継させず、引き続き、同債務をすべて負担いたしますので、会社法第 810 条第 2 項および第 3 項による債権者異議手続は実施しておりません。

4. 本共同新設分割により MUIS が MCC および UBE から承継した重要な権利義務に関する事項(会社法施行規則第 209 条第 4 号)

MCC および UBE は、本共同新設分割の効力発生日である令和 2 年 10 月 1 日をもって、MCC および UBE それぞれから電解液事業に関する資産その他権利義務を承継いたしました。MUIS が MCC および UBE から承継した資産および負債の額は、MCC がそれぞれ 36.2 億円(概算値)および 0 円であり、UBE がそれぞれ 14.7 億円(概算値)および 0 円であります。

5. その他本共同新設分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 209 条第 5 号)

該当する事項はありません。

以上